

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成23年8月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて

## 報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 3号 作付変更届について
- 報第 4号 農地法第3条の3第1項の届出について

## その他

## 出席委員 32名

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 齊藤 信一 委員   | 2番 小林 六一 委員   |
| 3番 村井 善一郎 委員  | 4番 大桃 惣一郎 委員  |
| 5番 佐藤 満 委員    | 6番 金子 良助 委員   |
| 7番 鶴巻 純一 委員   | 8番 刈屋 一夫 委員   |
| 10番 坂井 和弘 委員  | 11番 藤田 吉則 委員  |
| 12番 大橋 正臣 委員  | 13番 山ノ内 正 委員  |
| 14番 川勝 勳 委員   | 15番 金子 純一 委員  |
| 16番 大竹 一雄 委員  | 17番 野水 敏秋 委員  |
| 18番 高山 博 委員   | 19番 安達 宰 委員   |
| 20番 森山 昭 委員   | 21番 西 光明 委員   |
| 23番 大竹 正信 委員  | 24番 小師 勉 委員   |
| 25番 五十嵐 俊雄 委員 | 26番 鶴巻 俊樹 委員  |
| 27番 武石 栄二 委員  | 28番 安達 英作 委員  |
| 29番 村山 佐喜雄 委員 | 30番 佐々木 包茂 委員 |

32番 清水 栄 委員      33番 熊倉 睦 委員  
34番 神子島 巖 委員      35番 佐藤 裕雄 委員

欠席委員      2名

22番 野崎 文夫 委員      31番 長谷川 清一 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長      金子 正敏  
事務局 次長      石崎 亮  
経営基盤係副参事      麦倉 政勝  
農地係副参事      竹石 正弘

午前9時30分 開会及び開議

議長（大桃会長）

それでは、定例総会を開会いたします。

出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、欠員1名、出席32名、欠席2名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。15番、金子委員、21番、西委員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

先日、8月23日、新潟県農業会議定例総会におきまして、永年勤続農業委員の表彰該当者が1名ございましたので、この場をかりまして伝達を行いたいと思います。

また、該当者には当委員会「慶弔等に関する協議事項」の申し合わせにより、記念品を贈呈いたすこともあわせてご報告をいたします。

なお、該当者につきましては農業委員として勤続15年以上として、12番、大橋正臣委員であります。

これから会議をしばらく休憩いたしまして表彰伝達を行いたいと思いますので、休憩いたします。

（午前9時46分から午前9時48分まで休憩）

議長（大桃会長）

再開いたします。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、1ページにありますように、再設定1件、2,906㎡でございます。利用権移転が3件、1万2,521㎡であります。合計では4件、1万5,427㎡で

あります。

議案中の59番は、鹿峠の農地1筆、2,906㎡を再設定により3年間利用権設定するものであります。

60番は、長沢ほかの農地15筆、4,979㎡を同一世帯内後継者に7カ月間利用権移転するものであります。

61番は、長沢の農地3筆、5,055㎡を同一世帯内後継者に5年間利用権移転するものであります。

62番は、長沢の農地4筆、2,487㎡を同一世帯内後継者に3年間使用貸借権移転するものであります。

なお、いずれも書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会の調査をいただいておりますので、その結果報告を願います。

第3調査部会長は、西代理の隣に着席願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

それでは、第3調査部会のご報告をいたします。

第3調査部会は、8月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と大桃会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時に閉会をいたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、再設定1件、利用権移転3件、合計件数4件で、面積にして1万5,427㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりで決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、2ページにありますように、1件の申請で、1万4,593.77㎡であります。

議案中の28番は、長沢地内の農地30筆、1万4,593.77㎡を譲り渡し人が農業経営の若返りを図るため、世帯内後継者に10年間の特定使用貸借権を設定するというものであります。

なお、書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、特定使用貸借によるもの1件、面積にして1万4,593.77㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、3ページにありますように2件、2, 231㎡であります。

議案中の7番は、鶴田1丁目地内の土地2筆、229㎡について、売買により取得し、住宅1棟に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万1,800円です。場所につきましては、集落内敦田八幡宮東側付近で、農地区分は第3種農地に該当しております。

8番は、東本成寺地内の土地2筆、2,002㎡について、当初駐車場敷地として取得しましたが、その後事業の拡大により診療所兼高齢者住宅1棟及び駐車場10台分敷地に事業変更したいものであります。場所につきましては、セブンイレブン東本成寺店南側付近で、農地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準など許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして2件、面積にして2,231㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりで決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、7ページに記載してありますように8件の申請で、合計2,580.22㎡であります。

それでは、戻りまして、5ページの25番から順にご説明をいたします。

議案中の25番は、先ほどの事業計画変更承認申請後の農地法第5条許可申請でありますので、説明を省略させていただきます。

6ページをごらんいただきたいと思います。26番は、柳沢地内の農地9筆、476.22㎡を賃借権の設定により取得し、排水路工事に伴う工事用仮設道路として許可日から来年の2月29日までの一時転用として利用したいものです。場所につきましては、旧テクノスクール付近で、農用地区分は農用地に該当しております。

27番は、直江町3丁目地内の農地1筆、116㎡を賃借権設定により取得し、倉庫1棟に利用したいものです。場所につきましては、旧斎場の北側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

28番は、荒町2丁目地内の農地1筆、915㎡を売買により取得し、駐車場34台分敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万3,800円あります。場所につきましては、三條信用組合北支店北側隣接地で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

7ページをごらん願います。29番は、西本成寺1丁目地内の農地2筆、242㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場2台分敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万8,900円あります。場所につきましては、三条市通勤寮長久の家付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

30番は、上保内地内の農地3筆、300㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場3台分敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,000円あります。場所につきましては、県道大面・保内線沿い、布施谷入り口付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

31番は、上須頃地内の農地2筆、181㎡を売買により取得し、住宅1棟敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万6,300円あります。場

所につきましては、集落内の新幹線高架東側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

32番は、帯織地内の農地1筆、121㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅拡張敷地に利用したいものです。場所につきましては、帯織集落の通称苗代垣地内で、農用地区分は第1種農地に該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして8件、面積にして2,580.22㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』ご説明申し上げます。

今月の申請は、8ページに記載してありますように1件であります。

議案中の番号1番は、被相続人は平成22年12月29日に死亡され、相続人4人で協議の結果、平成23年8月10日、遺産分割協議が成立しました。農地の相続面積は、田畑合わせて1万1,621.61㎡中、今回相続税の納税の猶予に関する適格者証明願いが出された農地は1万123.61㎡で、農地として適正管理されております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』は、件数にして1件、1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、すべて農地として適正管理されており、適格者証明願いは適当と判断いたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第3調査部会長さん、ありがとうございました。自席のほうへお戻りください。ありがとうございました。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（大桃会長）

それでは、報第2号から報第4号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（金子事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（大桃会長）

続きまして、その他の案件であります。先般県農業会議より当三条市も甚大な被害を受けました今回の災害に対し、「平成23年7月新潟・福島豪雨農業会議・農業委員会義援金について」、配付してあります文書のとおり農業会議・農業委員会として義援金の募集依頼がありました。ご存じのとおり今までも災害等の義援金募集については1人1,000円の募金をお願いした経過がありますが、この件についてはどのように取り計らったらよろしいかお尋ねいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

ご意見がございませんので、お諮りしますが、募金は1人1,000円とすることとし、また被災者の方は除くといたします。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

ご異議ありませんので、これから募金箱を回しますので、募金をお願いいたします。

しばらくの間休憩といたします。

（午前10時09分から午前10時13分まで休憩）

議長（大桃会長）

それでは、再開します。

そのほか、せっかくの機会ですから、皆様方のほうからご発言がございましたらご発言を願いたいと思います。

10番（坂井和弘委員）

今会長のあいさつの中にもあったわけなのですが、この7、29の水害で私どもの地域では土石流の流入で農業用水も寸断されました。いまだに復旧の見込みもありません。ことしは、みんなが例年と同じように農作業は進めておりますが、雨天待ちというのが現状でございます。昨日も国に上げます被害調査ということで入りましたけれども、聞きますと非常に手続というものが煩雑で、簡素化をもっとしてもらってスピーディーに復興、復旧に取り組んでいただけるようお話をさせていただければありがたいなと思います。そうでないと来春の作付にもまた間に合わないような状況も起きてまいりますし、そうすると何年後に自分たちが農業に復帰できるかという見通しも立ちませんので、国の激甚には指定されるということなので、ありがたいことだと思うのですけれども、やっぱりそれがついたならば早急に実施できるようにぜひお取り計らいを願いたいと思います。また、国に上がらないもので、県あるいは市で単独で行う事業もそのとおりでございますが、やはり書類の簡素化等を行って、豪雪地ですので、いつまでも待っているわけにはまいりませんので、できるだけそういう点もスピーディーに行っていただける

よう取り計らいのほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（大桃会長）

わかりました。棚田と同じく市長にお会ひしてスピーディーに来春間に合うような形をとっていただきたいと、このように要請したいと思ひます。

10番（坂井和弘委員）

よろしくお願ひします。

議長（大桃会長）

そのほかございますか。

29番（村山佐喜雄委員）

ちょっと報告させてもらいたいことがあります。農業者年金加入部長やらせてもらっているわけですが、先日の18、19日と県内の部長さんの約90人が研修会にご参加いただきました。ここ三条からは、熊倉委員、野崎委員、私の3名で出席させていただきました。最初の日は講演会を、農家のライフプランなんていう講演会聞きまして、翌日が事例発表、あとグループディスカッションが行われましたのですけれども、グループディスカッションは何かことしが初めてみたいなので、県内の各農業委員さんを無差別にグループ分けして、いろいろ意見交換しました。大変有意義で活発な意見が出ていました。そういう意味で大変勉強になりました。一言報告させていただきます。

議長（大桃会長）

ご苦労さまでございました。

ありがとうございます。

そのほかございますか。

それでは、来月の調査部会の開催案内を願ひます。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

来月は、第1調査部会が担当でございますので、日時は9月26日午前9時より厚生会館第2集会室で行う予定になりますので、関係委員の方よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございます。

なお、来月の総会は9月30日金曜日9時30分を予定しております。よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございます。

以上をもちまして定例総会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時31分 閉会

会議の曾末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（15番）

議事録署名委員（21番）